

○ 総務省令第十九号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣 石田 真敏

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整理に関する省令

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条 公職選挙法施行規則（昭和二十五年總理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第十三号様式の九中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十三号様式の九の二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第十三号様式の十八中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（放送法施行規則の一部改正）

第二条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一百七十五条の二第六項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一号、別表第七の一號から第七の三号まで、別表第九号、別表第十一号から別表第十七号まで、別表第十九号、別表第二十一号の二から別表第二十一号の三まで、別表第二十一号の五から

別表第二十二号まで、別表第二十四号から別表第二十六号まで、別表第二十八号から別表第三十六号まで、別表第三十八号から別表第四十六号まで、別表第四十八号から別表第五十一号まで及び別表第五十三号から別表第六十七号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電波法施行規則の一部改正)

第三条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一号、別表第一号の二、別表第二号の二の四、別表第二号の二の五、別表第二号の六から別表第四号の二まで、別表第五号の二から別表第五号の四まで、別表第五号の七、別表第九号、別表第十一号から別表第十二号の四まで、別表第十四号の三及び別表第十五号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第四条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号から別表第十二号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(有線電気通信法施行規則の一部改正)

第五条 有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二、別紙様式第三及び別紙様式第八中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
(地方税法施行規則の一部改正)

第六条 地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の十四中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十六条第一項第四号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法第十七条第一項」を「産業標準化法第二十条第一項」に改める。

第一号の二様式、第三号様式、同様式別表、第五号の九様式、第五号の十四様式から同様式別表二の三まで、同様式別表四の三から第七号の三様式まで、第十号様式から第十号の四様式まで、第十一号様式、第十三号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第十六号の三様式まで、第十六号の五様式から第十六号の十様式別表まで、第十六号の十様式、第十六号の五様式から第十六号の十様式別表まで、第十六号の十様式、第十六号の五様式から第十六号の三十三様式まで、第十六号の三十五様式から第十八号様式まで、第二十号様式から同様式別表二の三まで、同様式別表四の三から第二十号の五様式まで、第二十二号の二様式、第二十二号の三様式、第二十六号様式から同様式別表一まで、第三十号様式から同様式別表四まで、第三十三号の四様式から第三十四号の二の二様式まで、第三十四号の二の六様式、第三十四号の五様式から第三十四号の十二様式まで、第四十

四号様式から同様式別表四まで及び第四十九号様式から第五十一号の二様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法施行規則の一部改正）

第七条 国有資産等所在市町村交付金法施行規則（昭和三十一年總理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、同様式附表、第二号様式及び第三号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三号様式附表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電話加入権質に関する臨時特例法施行規則の一部改正）

第八条 電話加入権質に関する臨時特例法施行規則（昭和三十三年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「昭和」を削り、「日本標準規格」を「日本産業規格」に改める。

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第九条 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年總理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

本則（第二十条の五第一号を除く。）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第一条の三第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第二十条の五第一号中「日本工業規格G31101」を「日本産業規格G31101」に、「日本工業規格G31106」を「日本産業規格G31106」に、「日本工業規格G31115」「圧力容器用鋼板」を「日本産業規格G31114」「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」に、「日本工業規格G31114」「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」を「日本産業規格G31115」「圧力容器用鋼板」に改める。

様式第一から様式第十七まで、様式第十八から様式第二十まで、様式第二十三及び様式第二十五から様式第四十三までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(無線機器型式検定規則の一部改正)

第十条 無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、別表第四号から別表第六号まで及び別表第九号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(消防法施行規則の一部改正)

第十一条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。

本則中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四条の三第四項第二号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（消火器の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第十二条 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第十三条 消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（閉鎖型スプリンクラーへッドの技術上の規格を定める省令の一部改正）

第十四条 閉鎖型スプリングクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（金属製避難はしづ）の技術上の規格を定める省令の一部改正

第十五条 金属製避難はしづの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和四十二年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第七号までの規定中「平成」を削り、「日本工業規格B列5」を「日本産業規格A4」に改める。

（沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第十七条 沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年郵政省

令第十五号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号様式及び別紙第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（郵便切手類模造等の許可に関する省令の一部改正）

第十八条 郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和四十七年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

付録様式一及び付録様式二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正）

第十九条 航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第二十条 政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項及び第二十四条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第一号様式から別記第十一号様式まで及び別記第十四号様式から別記第三十号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(一斉開放弁の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第二十一条 一斉開放弁の技術上の規格を定める省令（昭和五十年自治省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二十二条 泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和五十年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正）

第二十三条 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四第三号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第十までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国勢調査施行規則の一部改正）

第二十四条 国勢調査施行規則（昭和五十五年總理府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二十五条 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二十六条 中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二十七条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号、様式第一号から様式第六号まで及び様式第八号から様式第十三号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（受信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二十八条 受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（流水検知装置の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二十九条 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和五十八年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第三十条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二の四第四項及び第二十二条の二の八第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第四の二まで、様式第五から様式第十七の四まで、様式第十七の五から様式第一一十三まで、様式第三十八の三から様式第三十八の五まで、様式第三十八の八、様式第三十八の九、様式第三十八の十二から様式第四十七まで、様式第五十から様式第五十の三まで及び様式第五十一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電気通信事業会計規則の一部改正)

第三十一条 電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二様式第一から様式第三まで及び様式第五から様式第十八まで並びに別表第一の二様式第一から様式第三までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電気通信主任技術者規則の一部改正)

第三十二条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号様式、別表第八号様式、別表第九号様式、別表第十二号様式及び別表第十四号様式から別表第二十二号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(工事担任者規則の一部改正)

第三十三条 工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第六号様式から別表第七号様式まで、別表第十号様式及び別表第十二号様式中「日本工業規

格」を「日本産業規格」に改める。

(動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の一部改正)

第三十四条 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第

一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(消防用吸管の技術上の規格を定める省令の一部改正)

第三十五条 消防用吸管の技術上の規格を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第三十六条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第三十までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(危険物の試験及び性状に関する省令の一部改正)

第三十七条 危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

別表第三、別表第四、別表第七、別表第九、別表第十及び別表第十四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（無線従事者規則の一部改正）

第三十八条 無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第五号様式、別表第十一号様式、別表第十六号様式、別表第十九号様式から別表第二十一号様式まで及び別表第二十五号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（緩降機の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第三十九条 緩降機の技術上の規格を定める省令（平成六年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第四十条 政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式まで、別記第五号様式、別記第八号様式から別記第十八号様式まで及び別記第二十号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の一部改正）

第四十一条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成六年自治省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第四号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第四十二条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号から別表第四号まで、別表第六号及び別表第八号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（電気通信紛争処理委員会手続規則の一部改正）

第四十三条 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成十三年総務省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第六までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第四十四条 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正）

第四十五条 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第四十六条 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

（総務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第四十七条 総務省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第八までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する省令の一部改正）

第四十八条 総務大臣の所管に属する特例民法法人の監督に関する省令（平成二十年総務省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（統計法施行規則の一部改正）

第四十九条 統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五十条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項及び第二項中「日本工業規格A四一〇一「建築物等の雷保護」」を「日本産業規格A四一〇一「建築物等の雷保護」」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部改正）

第五十一条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

別記第四十号様式及び別記第四十九号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第五十二条 第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第三中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部改正)

第五十三条 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一様式から別記第三様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第五十四条 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一項及び第二項中「日本工業規格A四一〇一「建築物等の雷保護」」を「日本産業規格A四一〇一「建築物等の雷保護」」に改める。

附則別記様式第二から附則別記様式第四までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部改正）

第五十五条 消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第五十六条 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第五十七条 漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第

一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令の一部改正）

第五十八条 エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号口中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第十七条第一項」を「第二十条第一項」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
（登録修理業者規則の一部改正）

第五十九条 登録修理業者規則（平成二十七年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則の一部改正）

第六十条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則（平成二十七年総務省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第六十一条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第六十二条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第六十三条 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(電気通信番号規則の一部改正)

第六十四条 電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第五までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。